

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-48538
(P2009-48538A)

(43) 公開日 平成21年3月5日(2009.3.5)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
G06Q 30/00 (2006.01)	G06F 17/60 330	
	G06F 17/60 324	
	G06F 17/60 326	

審査請求 未請求 請求項の数 12 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2007-215902 (P2007-215902)	(71) 出願人	500257300
(22) 出願日	平成19年8月22日 (2007.8.22)		ヤフー株式会社
			東京都港区六本木六丁目10番1号
		(74) 代理人	100090033
			弁理士 荒船 博司
		(74) 代理人	100093045
			弁理士 荒船 良男
		(72) 発明者	影山 工
			東京都港区六本木六丁目10番1号 ヤフー株式会社内

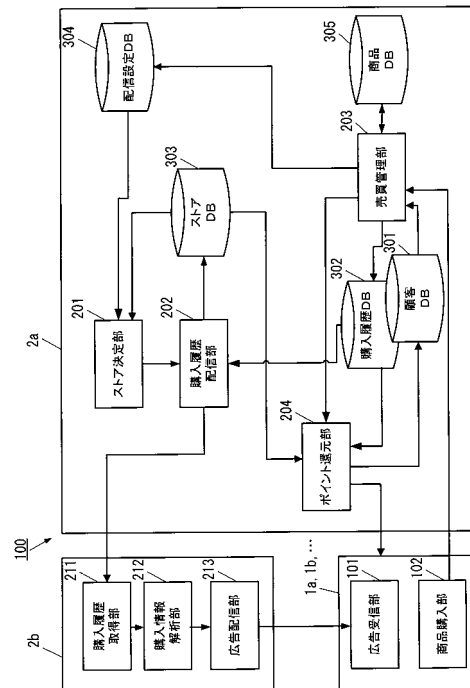
(54) 【発明の名称】 顧客情報取引システム、顧客情報取引方法、サーバ及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 顧客情報を使用してストアから顧客へ販売情報をリコメンドして電子商取引が行われる場合に、顧客に利益が生じるようにする。

【解決手段】 電子商取引システム100において、顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付け、広告配信部213は許諾された顧客情報に基づいて、ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信し、売買管理部203は前記顧客宛に配信された広告情報に基づいて端末1a、1b...から送信される当該顧客からの購入指示情報を受け付け、ポイント還元部204は前記受け付けられた前記広告情報による顧客からの購入指示情報に基づいて当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与する。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

互いに通信可能に接続され、電子商取引に係る購入指示情報を送信する端末と、ストアごとの商品又はサービスへの前記購入指示情報を顧客ごとの顧客情報に関連付けて管理するサーバと、を含む顧客情報取引システムにおいて、

前記サーバは、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付ける受付手段と、

前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段と、

10

前記顧客宛に配信された広告情報に対する前記端末から送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段と、

前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段と、

を備える顧客情報取引システム。

【請求項 2】

前記ポイント付与手段により付与されるポイント情報は、電子商取引の金銭に換えて使用されうるポイント値である請求項 1 に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 3】

前記サーバは、前記顧客の電子商取引に係る購入の履歴情報を記憶する記憶手段を更に備え、

20

前記配信手段は、前記記憶手段に記憶された顧客の履歴情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を当該顧客宛に配信する請求項 1 又は 2 に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 4】

前記記憶手段は、前記顧客への前記ポイント付与手段によるポイント付与の履歴情報を更に記憶し、

前記配信手段は、前記記憶手段に記憶された顧客のポイント付与の履歴情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を当該顧客宛に配信する請求項 3 に記載の顧客情報取引システム。

30

【請求項 5】

前記ポイント付与手段は、前記記憶手段に記憶された履歴情報に基づいて前記ポイント情報を付与する請求項 3 又は 4 に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 6】

前記サーバは、前記配信手段により配信される広告情報ごとにポイントの付与具合を設定する付与ポイント設定手段を更に備え、

前記ポイント付与手段は、前記付与ポイント設定手段により設定された付与具合に基づいたポイント情報を付与する請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 7】

40

前記配信手段は、前記付与ポイント設定手段により設定されたポイントの付与具合を前記広告情報に含めて配信する請求項 6 に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 8】

前記サーバは、前記顧客の顧客情報の広告情報への利用の許諾をストアごとに行う設定手段を更に備え、

前記配信手段は、前記設定手段により利用の許諾設定されたストアの商品又はサービスについての広告情報を前記顧客宛に配信する請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 9】

自ストアの広告情報を配信する前記配信手段を有するストアサーバを前記ストアごとに

50

備え、

前記顧客情報を管理するとともに、前記設定手段、当該設定手段による利用の許諾設定されたストアサーバへ前記顧客情報を送信する送信手段、前記受付手段、前記ポイント付与手段を有する管理サーバを備える請求項 8 に記載の顧客情報取引システム。

【請求項 10】

互いに通信可能に接続され、電子商取引に係る購入指示情報を送信する端末と、ストアごとの商品又はサービスへの前記購入指示情報を顧客ごとの顧客情報に関連付けて管理するサーバと、を含む電子商取引システムの顧客情報取引方法であって、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付け、当該許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信し、前記顧客宛に配信された広告情報に対する前記端末から送信された当該顧客からの購入指示情報を受け付け、この受け付けられた前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与する顧客情報取引方法。

10

【請求項 11】

ストアごとの商品又はサービスへ送信された購入指示情報を顧客ごとの顧客情報に関連付けて管理するサーバであって、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付ける受付手段と、

前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段と、

20

前記顧客宛に配信された広告情報に対して送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段と、

前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段と、

を備えるサーバ。

【請求項 12】

ストアごとの商品又はサービスへ送信された購入指示情報を顧客情報に関連付けて管理するサーバのコンピュータを、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付ける受付手段、

30

前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段、

前記顧客宛に配信された広告情報に対して送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段、

前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段、

として機能させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

40

【0001】

本発明は、顧客情報取引システム、顧客情報取引方法、サーバ及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、電子商取引の決済を管理する管理サーバと端末とがインターネットなどの通信ネットワークにより接続され、管理サーバに登録されているストアの商品を端末側のブラウザなどの操作により顧客が購入する電子商取引システムが知られている。この電子商取引システムでは、ストア側の販売促進のために管理サーバに記録された顧客情報を利用して販売情報をリコメンド（広告配信）したいという要望があった。

50

【0003】

電子商取引システムにおける販売情報のリコメンドに関しては、特許文献1、2に記載の技術が知られている。特許文献1には、ストア内における顧客の移動経路や売り場における滞在時間などの顧客行動に係る情報を収集し、顧客の個人情報との関連により、商品に対する客層毎の嗜好を分析して出力する技術が開示されている。特許文献2には、購入履歴情報に基づいて顧客を絞り込み、市場調査に参加するための参加募集を電氣的に配信する技術が開示されている。

【特許文献1】特開2006-185293号公報

【特許文献2】特表2003-527693号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記従来技術では、一方的に顧客側へストアの販売情報がリコメンドされるだけであり、顧客側にとって利点があるものではなかった。

【0005】

本発明の課題は、上記従来技術の問題に鑑みてなされたものであって、顧客情報を使用してストアから顧客へ販売情報をリコメンドして電子商取引が行われる場合に、顧客に利益が生じるようにする技術を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決するために、請求項1に記載の発明は、互いに通信可能に接続され、電子商取引に係る購入指示情報を送信する端末と、ストアごとの商品又はサービスへの前記購入指示情報を顧客ごとの顧客情報に関連付けて管理するサーバと、を含む顧客情報取引システムにおいて、

前記サーバは、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付ける受付手段と、

前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段と、

前記顧客宛に配信された広告情報に対する前記端末から送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段と、

前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段と、

を備える。

【0007】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、前記ポイント付与手段により付与されるポイント情報は、電子商取引の金銭に換えて使用されうるポイント値である。

【0008】

請求項3に記載の発明は、請求項1又は2に記載の発明において、前記サーバは、前記顧客の電子商取引に係る購入の履歴情報を記憶する記憶手段を更に備え、

前記配信手段は、前記記憶手段に記憶された顧客の履歴情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を当該顧客宛に配信する。

【0009】

請求項4に記載の発明は、請求項3に記載の発明において、前記記憶手段は、前記顧客への前記ポイント付与手段によるポイント付与の履歴情報を更に記憶し、

前記配信手段は、前記記憶手段に記憶された顧客のポイント付与の履歴情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を当該顧客宛に配信する。

【0010】

請求項5に記載の発明は、請求項3又は4に記載の発明において前記ポイント付与手段

10

20

30

40

50

は、前記記憶手段に記憶された履歴情報に基づいて前記ポイント情報を付与する。

【0011】

請求項6に記載の発明は、請求項1～5のいずれか一項に記載の発明において、前記サーバは、前記配信手段により配信される広告情報ごとにポイントの付与具合を設定する付与ポイント設定手段を更に備え、

前記ポイント付与手段は、前記付与ポイント設定手段により設定された付与具合に基づいたポイント情報を付与する。

【0012】

請求項7に記載の発明は、請求項6に記載の発明において、前記配信手段は、前記付与ポイント設定手段により設定されたポイントの付与具合を前記広告情報に含めて配信する。

10

【0013】

請求項8に記載の発明は、請求項1～7のいずれか一項に記載の発明において、前記サーバは、前記顧客の顧客情報の広告情報への利用の許諾をストアごとに行う設定手段を更に備え、

前記配信手段は、前記設定手段により利用の許諾設定されたストアの商品又はサービスについての広告情報を前記顧客宛に配信する。

【0014】

請求項9に記載の発明は、請求項8に記載の発明において、自ストアの広告情報を配信する前記配信手段を有するストアサーバを前記ストアごとに備え、

20

前記顧客情報を管理するとともに、前記設定手段、当該設定手段による利用の許諾設定されたストアサーバへ前記顧客情報を送信する送信手段、前記受付手段、前記ポイント付与手段を有する管理サーバを備える。

【0015】

請求項10に記載の発明は、互いに通信可能に接続され、電子商取引に係る購入指示情報を送信する端末と、ストアごとの商品又はサービスへの前記購入指示情報を顧客ごとの顧客情報に関連付けて管理するサーバと、を含む電子商取引システムの顧客情報取引方法であって、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付け、当該許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信し、前記顧客宛に配信された広告情報に対する前記端末から送信された当該顧客からの購入指示情報を受け付け、この受け付けられた前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与する。

30

【0016】

請求項11に記載の発明は、ストアごとの商品又はサービスへ送信された購入指示情報を顧客ごとの顧客情報に関連付けて管理するサーバであって、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付ける受付手段と、

前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段と、

40

前記顧客宛に配信された広告情報に対して送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段と、

前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段と、

を備える。

【0017】

請求項12に記載の発明は、ストアごとの商品又はサービスへ送信された購入指示情報を顧客情報に関連付けて管理するサーバのコンピュータを、

顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受

50

け付ける受付手段、

前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段、

前記顧客宛に配信された広告情報に対して送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段、

前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段、

として機能させるためのプログラムである。

【発明の効果】

【0018】

請求項1、10、11、12に記載の発明によれば、顧客へのポイント付与の代償として広告配信への利用が許諾された顧客情報に基づいたストアごとの商品又はサービスの広告情報に対する購入指示情報が受け付けられた場合に、顧客に電子商取引に係るポイント情報を付与することができる。

【0019】

請求項2に記載の発明によれば、電子商取引の金銭に換えて使用されうるポイント値を付与することができる。

【0020】

請求項3に記載の発明によれば、顧客の電子商取引に係る購入の履歴に基づいた広告情報を顧客宛に配信することができる。

【0021】

請求項4に記載の発明によれば、広告情報に対する購入指示情報が受け付けられた場合のポイント付与の履歴に基づいた広告情報を顧客宛に配信することができる。

【0022】

請求項5に記載の発明によれば、顧客情報に基づいたストアごとの商品又はサービスの広告情報に対する購入指示情報が受け付けられた場合に、顧客の電子商取引に係る購入の履歴や、広告情報に対する購入指示情報が受け付けられた場合のポイント付与の履歴に基づいたポイント情報を付与することができる。

【0023】

請求項6に記載の発明によれば、配信される広告情報ごとにポイントの付与具合を設定し、顧客情報に基づいたストアごとの商品又はサービスの広告情報に対する購入指示情報が受け付けられた場合に、設定された付与具合に基づいたポイント情報を付与することができる。

【0024】

請求項7に記載の発明によれば、配信される広告情報ごとに設定されたポイントの付与具合を含めた広告情報を配信することができる。

【0025】

請求項8に記載の発明によれば、顧客情報の広告情報への利用の許諾をストアごとに行い、当該利用の許諾設定されたストアの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信することができる。

【0026】

請求項9に記載の発明によれば、ストアごとのストアサーバと管理サーバとの構成で実施することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0027】

以下、本発明の実施の形態について図を参照して説明するが、この発明の範囲は以下の実施の形態に限定されない。

【0028】

先ず、本発明に係る電子商取引システムの構成について説明する。図1、2に示すように、電子商取引システム100は、通信ネットワークNに接続された端末1a、1b...と

10

20

30

40

50

、管理サーバ 2 a と、ストアサーバ 2 b と、記憶装置 3 と、を有する構成である。通信ネットワーク N は、インターネットや電気通信事業者等の電話回線網、携帯電話通信網等であり、当該通信ネットワーク N に接続する端末 1 a、1 b ...、管理サーバ 2 a、ストアサーバ 2 b 等の装置間をデータ通信可能に接続する。

【 0 0 2 9 】

端末 1 a、1 b ... はディスプレイなどの表示装置、キーボードなどの操作装置を備えた P C (Personal Computer)、W S (Work Station)、P D A (Personal Digital Assistant) 等の情報処理端末である。端末 1 a、1 b は、C P U (Central Processing Unit)、R O M (Read Only Memory)、R A M (Random Access Memory) 等を備えている(いずれも図示しない)。端末 1 a、1 b では、C P U と R O M に記憶されたプログラムとの協働により、広告受信部 1 0 1、商品購入部 1 0 2 としての機能を実現する。

10

【 0 0 3 0 】

管理サーバ 2 a は、H D D (Hard Disk Drive) 等の記憶装置 3 に記憶されるデータの参照・登録・更新などが可能な W S 等の情報機器である。このデータの参照・登録・更新は S Q L (Structured Query Language) などにより行われる。管理サーバ 2 a は、C P U、R O M、R A M 等を備えており(いずれも図示しない)、C P U と R O M に記憶されたプログラムとの協働により、ストア決定部 2 0 1、購入履歴配信部 2 0 2、売買管理部 2 0 3、ポイント還元部 2 0 4 としての機能を実現する。

【 0 0 3 1 】

ストアサーバ 2 b は、電子商取引を利用するストアごとに設置されるサーバである。具体的には、ストアごとのウェブ(W e b)サーバやメールサーバなどであり、当該ストアに関する商品情報等をホームページやメールなどで端末 1 a、1 b ... へ配信する。ここに、ストアとは、通信ネットワーク N 上の仮想店舗のことである。ストアサーバ 2 b は、C P U、R O M、R A M 等を備えており(いずれも図示しない)、C P U と R O M に記憶されたプログラムとの協働により、購入履歴取得部 2 1 1、購入情報解析部 2 1 2、広告配信部 2 1 3 としての機能を実現する。

20

【 0 0 3 2 】

記憶装置 3 はデータベース 3 0 0 を記憶する。データベース 3 0 0 は、顧客情報、商品情報、決済情報などの電子商取引に係る種々の情報を、ユーザ I D や商品 I D などをキーとして互いに参照可能に構築されたりレシヨナルデータベースである。具体的には、図 2 に示すように、管理サーバ 2 a から参照・登録・更新など行われる顧客 D B 3 0 1、購入履歴 D B 3 0 2、ストア D B 3 0 3、配信設定 D B 3 0 4、商品 D B 3 0 5 等が含まれる。

30

【 0 0 3 3 】

顧客 D B 3 0 1 は、図 3 に示すように、他のデータベースと連携するためユニークに割り当てられた「ユーザ I D」、「氏名」などの個人情報、顧客ごとの電子商取引に係るポイント情報である「取得ポイント」等により構築される。

【 0 0 3 4 】

例えば、「ユーザ I D」が「1 2 3 4」で管理される顧客については、「田 夫」などの氏名とその顧客が所有するポイント情報として「1 0 5 0」などの値が格納されている。

40

【 0 0 3 5 】

なお、電子商取引に係るポイント情報とは、当該電子商取引において金銭に換えて利用可能なポイント値などである。例えば、ポイント値と金銭とが同値で交換される場合は、電子商取引においてポイント値を支払いに充てることで、ポイント値と同等の金銭価値を有する商品を購入できる。

【 0 0 3 6 】

購入履歴 D B 3 0 2 は、図 4 に示すように、一つのレコードに顧客一人分の電子商取引に係る売買情報を順次格納することで、顧客ごとの購入履歴を格納するデータベースである。購入履歴としては、当該電子商取引が行われた日時である「購入日時」、取引先の「

50

ストア」、取引対象である「商品」、当該取引によるポイント付与の有無を示す「ポイント」等から構築される。すなわち、購入履歴には、電子商取引におけるポイント付与の履歴も記憶されている。

【0037】

例えば、「ユーザID」が「1234」で管理される顧客については、購入日時が「2007/XX/XX」、「2007/ / 」...の購入履歴が格納されている。また、「2007/XX/XX」にストア名が「xx商店」のストアから「xxラーメン」を金額「1000」で購入した際の履歴には、ポイント付与が行われたことを示す「 」が格納されている。

【0038】

ストアDB303は、図5に示すように、他のデータベースと連携するためにユニークに割り当てられた「ストアID」、「ストア名」、ストアサーバ2bへ顧客情報などの情報配信があった場合に当該配信ごとにユニークに割り当てられる「履歴配信ID」、この情報配信に対して設定するポイント情報であり、配信された顧客情報に基づいた広告による電子商取引で付与されるポイント値などである「ポイント還元値」等により構築される。

【0039】

例えば、「ストアID」が「X0001」で管理されるストアについては、ストア名が「xx商店」、そのストアに係るストアサーバへの情報配信を示す「H0001」、当該情報配信に基づいて顧客に配信された広告により電子商取引があった場合に付与されるポイント値である「100」などの情報が格納される。

【0040】

配信設定DB304は、図6に示すように、顧客ごとに各々のストアへの顧客情報等の配信設定、即ち、顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を示す情報が格納される。具体的には、キーである「ユーザID」ごとに各ストアへの配信の可否が「 」・「x」などのように格納される。

【0041】

例えば、「ユーザID」が「1234」で管理される顧客については、「xx商店」へは配信可能を示す「 」が格納され、「 」商店」へは配信不能を示す「x」が格納されている。

【0042】

商品DB305は、図7に示すように、他のデータベースと連携するためユニークに割り当てられた「商品ID」、「商品名」、電子商取引の「金額」、取扱ストアを示す「ストアID」、電子商取引が行われた場合に加算されるポイント値である「ポイント」等により構築される。

【0043】

例えば、「商品ID」が「ABCD」で管理される商品については、商品名が「xxラーメン」、金額が「1000」、取扱ストアのストアIDが「X0001」、購入時に加算されるポイントである「100」などの情報が格納されている。

【0044】

ここで、図2に示した各機能部の処理内容について、図8のラダーチャートを参照して説明する。なお、図8のラダーチャートにおいて、管理サーバ2aのCPUがプログラムを実行して実現するストア決定部201、購入履歴配信部202、売買管理部203、ポイント還元部204の処理については符号の頭に「A」を付して説明する。また、ストアサーバ2bのCPUがプログラムを実行して実現する購入履歴取得部211、購入情報解析部212、広告配信部213の処理については符号の頭に「B」を付して説明する。また、端末1a、1b...のCPUがプログラムを実行して実現する広告受信部101、商品購入部102の処理については符号の頭に「C」を付して説明する。

【0045】

図8に示すように、管理サーバ2aでは、配信設定DB304、ストアDB303を参

10

20

30

40

50

照し、顧客ごとに当該顧客の電子商取引の履歴情報などを配信するストアが決定される（ストア決定部201、ステップA201）。具体的には、配信設定DB304の各顧客に関する各ストアの配信設定が読み出されることで、当該各顧客の履歴情報を配信するストアが決定される。

【0046】

次いで、管理サーバ2aでは、各顧客の電子商取引の履歴情報である購入履歴が購入履歴DB302から読み出され、ストア決定部201で決定されたストアへその読み出された購入履歴が送信される（購入履歴配信部202、ステップA202）。なお、この購入履歴をストアへ送信する際には、当該ストアへの送信を示す履歴配信IDの割り当てとポイント還元値の設定とが行われてストアDB303に記憶され、その履歴配信ID、ポイント還元値が購入履歴とともにストアへ配信される。ポイント還元値の設定は、予めROMなどに記憶されたストアごとの設定値などに基づいて行われる。

10

【0047】

ストアサーバ2bでは、管理サーバ2aから配信された各顧客の購入履歴、履歴配信ID、ポイント還元値が取得され（購入履歴取得部211、ステップB211）、その取得された購入履歴が解析されて（購入情報解析部212、ステップB212）、その解析結果に基づいた各顧客へ自ストアの商品やサービスに関する広告情報を配信する広告配信が行われる（広告配信部213、ステップB213）。なお、この広告配信の際には、管理サーバ2aより配信された履歴配信ID、ポイント還元値が広告情報とともに配信される。

20

【0048】

この購入情報解析部212、広告配信部213については、購入履歴に含まれるポイント付与の履歴に基づいてポイント付与の有無を解析し、例えばポイント付与がある顧客に対して広告配信を行ってよい。この場合は、ポイント付与を積極的に利用するなど購買意欲の高い顧客を選別して広告配信を行うことができる。また、購入履歴に含まれる取引先の「ストア」から自ストアの取引の有無を解析し、例えば自ストアとの取引がある顧客に対して広告配信を行ってよい。さらには、購入履歴に含まれる「商品」や「金額」などを解析し、例えば商品カテゴリが同じ商品の購入履歴の有無に基づいた顧客に対する広告配信や、所定の閾値以上の取引がある顧客に対する広告配信などを行ってよい。上述したような購入履歴の解析に基づいた広告配信を行うことで、より購買意欲の高い顧客を選別して広告配信を行うことができる。

30

【0049】

端末1a、1b...では、広告配信部213により配信された広告情報、履歴配信ID、ポイント還元値を受信する広告受信が行われ（広告受信部101、ステップC101）、表示画面にその配信された情報に基づいた画面が表示されて、操作入力される商品名や個数などの売買情報と、ストアサーバ2bより配信された履歴配信IDと、を管理サーバ2aに送信する商品購入が行われる（商品購入部102、ステップC102）。

【0050】

この広告配信部213、広告受信部101における各顧客への広告配信は、電子メールや、端末1a、1b...のブラウザから接続された際のログイン認証後に表示されるウェブページの広告領域に行われる。

40

【0051】

電子メールによる広告配信の場合には、端末1a、1b...を利用する顧客のメールアドレス宛へHTML（HyperText Markup Language）形式のメール配信などが行われる。端末1a、1b...では、受信したメールを画面表示することで、図9に示すような電子商取引を誘引する商品広告を含む画面W1が表示される。画面W1には、売買情報や履歴配信IDなどを引数として管理サーバ2aへリンクするボタンW11、W12が表示される。端末1a、1bを利用する顧客は、ボタンW11、W12などを選択することで売買情報や履歴配信IDなどを管理サーバ2aへ送信して当該管理サーバ2aとの間で電子商取引を行うことができる。また、画面W1には、当該メールによる電子商取引の際に付与さ

50

れるポイント値が「ポイント還元値」に基づいて表示される（例えば「+100ポイント」など）。このため、端末1 a、1 bを利用する顧客は、広告メールにより電子商取引時に付与されるポイントを確認することができる。

【0052】

また、ウェブページによる広告配信の場合は、図10に示すように、端末1 a、1 b...のブラウザでストアサーバ2 bに開設されたサイトにログインした後に表示される画面W2の表示領域W21などに行われる。表示領域W21には、前述した電子メールによる画面W1と同様な商品広告とともに、売買情報や履歴配信IDなどを引数として管理サーバ2 aへリンクする表示領域W21が表示される。端末1 a、1 b...を利用する顧客は、表示領域W21などを選択することで売買情報や履歴配信IDなどを管理サーバ2 aへ送信して当該管理サーバ2 aとの間で電子商取引を行うことができる。

10

【0053】

管理サーバ2 aでは、端末1 a、1 b...から送信された売買情報に基づいて顧客DB301、商品DB305が参照されて電子商取引の決済が行われた後、その売買情報が購入履歴DB302に記憶される（売買管理部203、ステップA203）。

【0054】

具体的には、顧客DB301に基づいて顧客が特定され、売買情報に含まれる商品名などから商品DB305が参照されることで取引対象の商品が特定される。次いで、特定された顧客の取得ポイントが読み出されて金銭取引に充当され、特定された商品情報が商品DB305から読み出されて売買情報に含まれる個数を掛け合わせる等の会計演算が行われて決済される。購入履歴DB302には、その演算結果と商品情報などが購入履歴として記憶される。

20

【0055】

次いで、管理サーバ2 aでは、端末1 a、1 b...から送信された売買情報、履歴配信IDに基づいてストアDB303、商品DB305が参照され、売買管理部203における電子商取引のポイント値が演算されて、その演算されたポイント値が顧客DB301の取得ポイントへ加算される（ポイント還元部204、ステップA204）。

【0056】

具体的には、売買情報に含まれる商品名などから商品DB305が参照されることで取引対象の商品が特定され、その特定された商品のポイントが取得される。次いで、その取得されたポイントに売買情報に含まれる個数を掛け合わせる等の演算が行われ、取引により発生するポイント値が算出される。次いで、特定された商品を扱うストアIDが商品DB305から取得され、当該取得されたストアIDからストアDB303に記憶された履歴配信IDが取得される。次いで、ストアDB303から取得された履歴配信IDと端末1 a、1 b...から送信された履歴配信IDとが比較される。この比較が一致する場合であり、ストアサーバ2 bへ配信された購入履歴による広告で商品取引が行われた場合は、算出されたポイント値が特定された顧客のポイントとして顧客DB301の取得ポイントへ加算され、その顧客の購入履歴DB302のポイントへポイント加算を示す履歴が格納される。

30

【0057】

なお、管理サーバ2 aの売買管理部203では、端末1 a、1 b...から送信された情報として、顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付けてもよい。この場合、売買管理部203は、ストアごと広告配信への利用の許諾に係る情報を受け付けて、その受け付けた情報に基づいた配信設定DB304への設定を行う。例えば、いずれかのストアについて顧客情報の広告配信への利用を許可する情報を受け付けた場合は配信設定DB304における該当ストアに「」が格納され、逆に広告配信への利用を許可しない情報を受け付けた場合は配信設定DB304における該当ストアに「」が格納される。

40

【0058】

即ち、管理サーバ2 aでは、購入履歴配信部202により配信された購入履歴の解析に

50

よってストアサーバ2 bから配信された広告をもとに電子商取引が行われた場合に、顧客へのポイント付与が行われる。このため、顧客には、顧客情報に基づいて配信された広告による取引に対して、次の取引などで利用可能なポイントが付与されるという利点が生じる。

【0059】

また、特定された商品を扱うストアIDが商品DB305から取得され、当該取得されたストアIDと履歴配信IDとに基づいてストアDB303が参照されることでポイント還元値が取得され、その取得されたポイント還元値が算出されたポイント値に加算されてもよい。この場合は、購入履歴のストアサーバ2 bへの配信ごとに設定されるポイント値、即ち、その配信された購入履歴により配信される広告ごとのポイント値が、当該広告による取引に対して付与される。このため、顧客へのポイント付与を広告ごとに差別化することができる。

10

【0060】

また、特定された顧客に基づいて購入履歴DB302が参照され、取引の多い顧客には顧客DB301の取得ポイントへ加算するポイント値を増加させてもよい。この場合は、顧客の購入履歴に応じたポイント付与を行うことができ、電子商取引を利用した顧客の購入意欲を高めることができる。さらに、購入履歴DB302が参照されることで電子商取引におけるポイント付与の履歴が取得され、その取得された履歴に応じたポイント値を顧客DB301の取得ポイントへ加算してもよい。この場合は、配信された広告によるポイント付与が多い顧客に対して更にポイント付与を行うことができ、次の広告配信における顧客の購入意欲を高めることができる。

20

【0061】

以上のように、電子商取引システム100は、互いに通信可能に接続され、電子商取引に係る購入指示情報を送信する端末(端末1 a、1 b...)と、ストアごとの商品又はサービスへの前記購入指示情報を顧客ごとの顧客情報(データベース300)に関連付けて管理するサーバ(管理サーバ2 a、2 b)と、を含み、前記サーバは、顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付ける受付手段(売買管理部203)と、前記許諾された前記顧客情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信する配信手段と(広告配信部213)、前記顧客宛に配信された広告情報に対する前記端末から送信される当該顧客からの購入指示情報を受信する購入指示受信手段と(売買管理部203)、前記受信された前記広告情報に対する顧客からの購入指示情報に基づいて、当該顧客の顧客情報に電子商取引に係るポイント情報を付与するポイント付与手段と(ポイント還元部204)、を備える。

30

【0062】

このため、電子商取引システム100は、顧客へのポイント付与の代償として当該顧客の顧客情報の広告配信への利用の許諾を受け付け、その許諾された顧客情報に基づいたストアごとの商品又はサービスの広告情報による購入指示情報が受け付けられた場合に、顧客に電子商取引に係るポイント情報を付与することができる。例えば、顧客には、顧客情報に基づいて配信された広告による取引に対して、次の電子商取引などで利用可能なポイントが付与されるという利点が生じる。

40

【0063】

また、電子商取引システム100において付与される電子商取引に係るポイント情報とは、当該電子商取引において金銭に換えて利用可能なポイント値などである。このため、電子商取引システム100では、電子商取引においてポイント値を支払いに充てることで、ポイント値と同等の金銭価値を有する商品を購入できる。

【0064】

また、電子商取引システム100において、前記サーバは、顧客の電子商取引に係る購入の履歴情報を記憶する記憶手段(購入履歴DB302)を更に備え、前記配信手段は、前記記憶手段に記憶された顧客の履歴情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を当該顧客宛に配信する構成である。このため、電子商取引システム100

50

は、顧客の電子商取引に係る購入の履歴に基づいた広告情報を顧客宛に配信することができる。

【 0 0 6 5 】

また、電子商取引システム 1 0 0 は、前記記憶手段が前記顧客への前記ポイント付与手段によるポイント付与の履歴情報（「ポイント」）を更に記憶し、前記配信手段は、前記記憶手段に記憶された顧客のポイント付与の履歴情報に基づいて、前記ストアごとの商品又はサービスの広告情報を当該顧客宛に配信する構成である。このため、電子商取引システム 1 0 0 は、広告情報による購入情報が受け付けられた場合のポイント付与の履歴に基づいた広告情報を顧客宛に配信することができる。

【 0 0 6 6 】

また、電子商取引システム 1 0 0 は、前記ポイント付与手段が前記記憶手段に記憶された履歴情報（ポイント付与の履歴情報や顧客の電子商取引に係る購入の履歴情報など）に基づいて前記ポイント情報を付与する構成である。このため、電子商取引システム 1 0 0 は、顧客情報に基づいたストアごとの商品又はサービスの広告情報による購入情報が受け付けられた場合に、顧客の電子商取引に係る購入の履歴や、広告情報による購入情報が受け付けられた場合のポイント付与の履歴に基づいたポイント情報を付与することができる。例えば、顧客の購入履歴に応じたポイント付与を行うことができ、電子商取引を利用した顧客の購入意欲を高めることができる。

【 0 0 6 7 】

また、電子商取引システム 1 0 0 において、前記配信手段は、前記付与ポイント設定手段により設定されたポイントの付与具合を前記広告情報に含めて配信する構成である。このため電子商取引システム 1 0 0 は、端末 1 a、1 b...を利用する顧客に対して、配信される広告情報ごとに設定されたポイントの付与具合を知らしめることができる。顧客はポイントの付与具合を確認してから電子商取引を行うことができるため、安全な電子商取引を実施できる。

【 0 0 6 8 】

また、電子商取引システム 1 0 0 において、前記サーバは、顧客の顧客情報の広告情報への利用の許諾をストアごとに行う設定手段（配信設定 D B 3 0 4）を更に備え、前記配信手段は、前記設定手段により利用の許諾設定されたストアの商品又はサービスについての広告情報を前記顧客宛に配信する構成である。このため、電子商取引システム 1 0 0 は、広告情報の利用の許諾をストアごとに行い、当該利用の許諾設定されたストアの商品又はサービスの広告情報を顧客宛に配信することができる。

【 0 0 6 9 】

また、電子商取引システム 1 0 0 は、自ストアの広告情報を配信する前記配信手段（広告配信部 2 1 3）を有するストアサーバ（ストアサーバ 2 b）を前記ストアごとに備え、前記顧客情報を管理するとともに、前記設定手段（配信設定 D B 3 0 4）、当該設定手段により利用の許諾設定されたストアサーバへ前記顧客情報を送信する送信手段（購入履歴配信部 2 0 2）、前記受付手段（売買管理部 2 0 3）、前記ポイント付与手段（ポイント還元部 2 0 4）を有する管理サーバ（管理サーバ 2 a）を備える構成である。このため、電子商取引システム 1 0 0 は、ストアごとのストアサーバと管理サーバとの構成で実施することができる。

【 0 0 7 0 】

なお、上述した実施の形態における記述は、一例を示すものであり、これに限定するものではない。上述した実施の形態における構成及び動作に関しては、適宜変更が可能である。

【 0 0 7 1 】

例えば、上述した電子商取引システム 1 0 0 を構成する装置形態は運用状況に応じて変更可能である。具体的には、本実施の形態では、電子商取引に係る各種処理やデータを管理する管理サーバ 2 a と、ストアごとに設置され、自ストアの情報を配信するストアサーバ 2 b と、を分ける構成を例示したが、一つのサーバで図 2 に示したストア決定部 2 0 1

10

20

30

40

50

、購入履歴配信部 2 0 2、売買管理部 2 0 3、ポイント還元部 2 0 4、購入履歴取得部 2 1 1、購入情報解析部 2 1 2、広告配信部 2 1 3の全てを行う構成であってもよい。この場合は、購入履歴配信部 2 0 2、購入履歴取得部 2 1 1が不要であり、広告配信部 2 1 3において、ストア決定部 2 0 1で配信が決定されたストアのみの広告情報が各顧客へ配信される構成となる。

【 0 0 7 2 】

また、電子商取引システム 1 0 0において通信ネットワーク Nを介した装置間の通信は、SSL (Secure Sockets Layer) などを用いた秘匿通信であってよい。また、電子商取引システム 1 0 0においては、ウェブブラウザや電子メールなどを用いた電子商取引を例示したが、他の通信プロトコルや専用のアプリケーションを用いたものであってよく、特

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 7 3 】

【 図 1 】 本実施の形態に係る電子商取引システムの構成を示す概略図である。

【 図 2 】 電子商取引システムの機能構成の概要を示す概念図である。

【 図 3 】 顧客 DB を例示する概念図である。

【 図 4 】 購入履歴 DB を例示する概念図である。

【 図 5 】 ストア DB を例示する概念図である。

【 図 6 】 配信設定 DB を例示する概念図である。

【 図 7 】 商品 DB を例示する概念図である。

20

【 図 8 】 電子商取引システムの処理を例示するラダーチャートである。

【 図 9 】 端末に表示される画面例を示す概念図である。

【 図 1 0 】 端末に表示される画面例を示す概念図である。

【 符号の説明 】

【 0 0 7 4 】

1 0 0 電子商取引システム

1 a、1 b ... 端末

2 a 管理サーバ

2 b ストアサーバ

3 記憶装置

30

N 通信ネットワーク

1 0 1 広告受信部

1 0 2 商品購入部

2 0 1 ストア決定部

2 0 2 購入履歴配信部

2 0 3 売買管理部

2 0 4 ポイント還元部

2 1 1 購入履歴取得部

2 1 2 購入情報解析部

2 1 3 広告配信部

40

3 0 0 データベース

3 0 1 顧客 DB

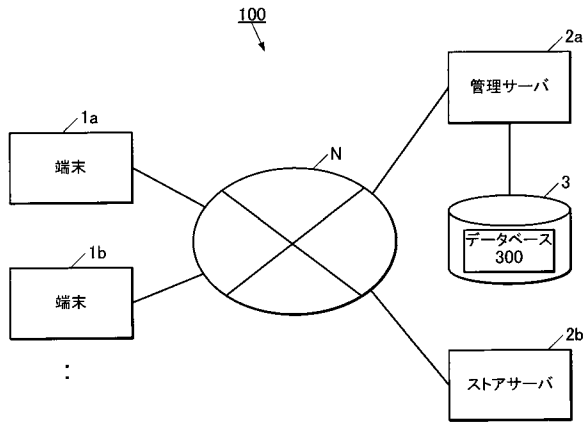
3 0 2 購入履歴 DB

3 0 3 ストア DB

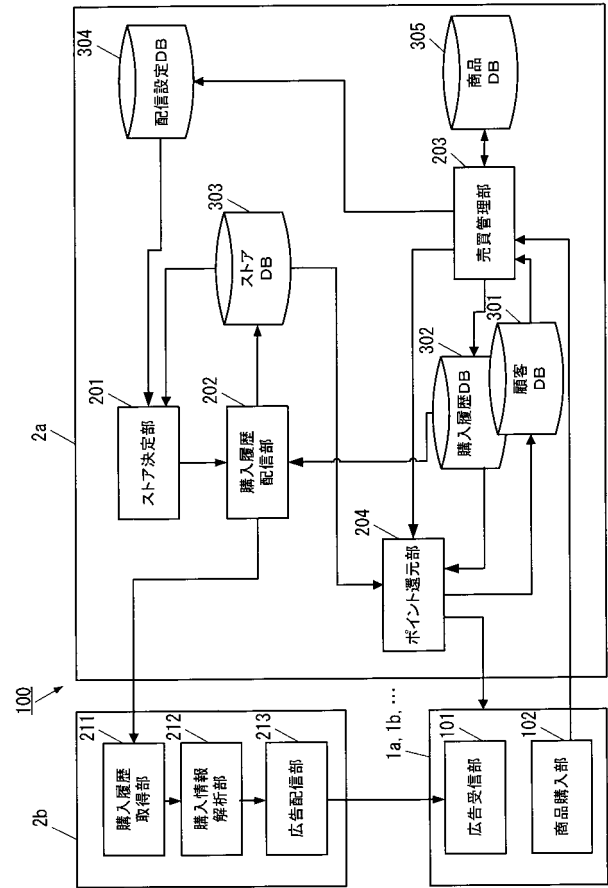
3 0 4 配信設定 DB

3 0 5 商品 DB

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

ユーザID	氏名	取得ポイント
1234	○田 ○夫	1050
5678	△山 △子	200
⋮	⋮	⋮

【 図 5 】

ストアID	ストア名	履歴配信ID	ポイント還元値
X0001	××商店	H0001	100
X0002	○○商店	NULL	NULL
⋮	⋮	⋮	⋮

【 図 4 】

ユーザID: 5678

購入日時	ストア	商品	金額	ポイント
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ユーザID: 1234

購入日時	ストア	商品	金額	ポイント
2007/XX/XX	××商店	××ラーメン	1000	○
2007/00/00	○○商店	○○カレー	500	×
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

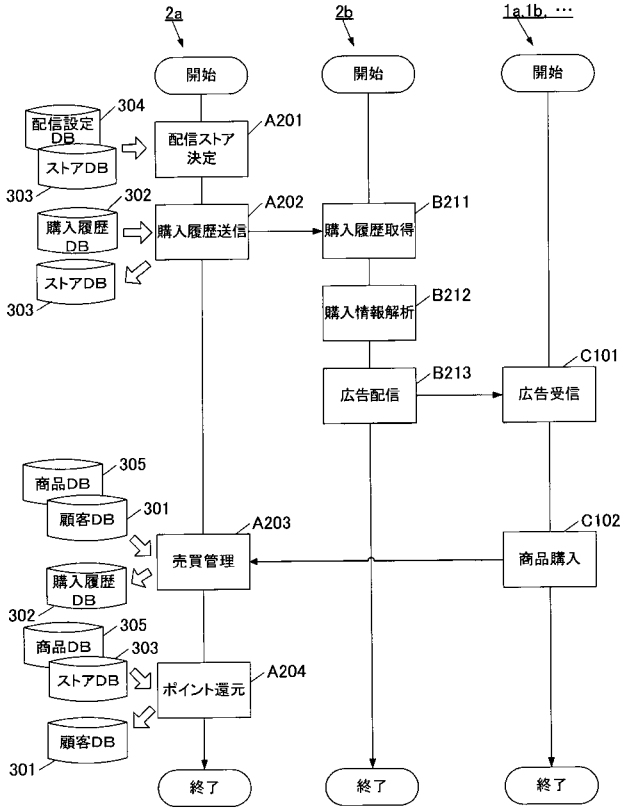
【 図 6 】

ユーザID	××商店	○○商店
1234	○	×
5678	○	○
⋮	⋮	⋮

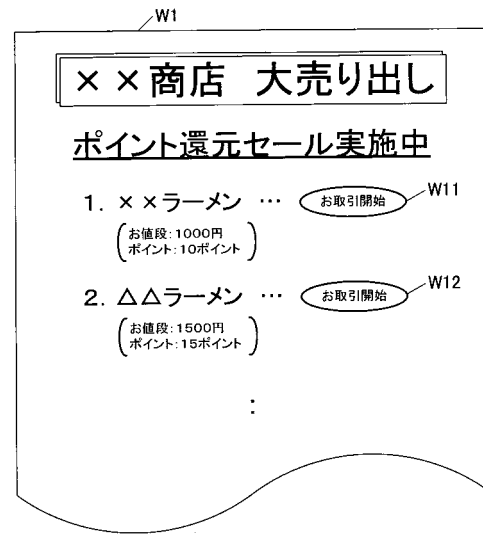
【 図 7 】

商品ID	商品名	金額	ストアID	ポイント
ABCD	××ラーメン	1000	X0001	100
EFGH	□□時計	5000	XXXXX	500
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

【 図 8 】



【 図 9 】



【 図 10 】

